

基本方針Ⅰ 空家等の発生抑制と適正管理の促進

A:実施済 B:進行中・準備中 C:未実施

	具体的施策	所管課	実施計画	前計画	R7	実施済・準備中の内容及び未実施の場合はその理由等 (達成困難な要因・問題点)	実績値 (R7.4.1~R7.12.31)
1	市ホームページ、広報等による情報発信	生活安全課	空家等又は空家等になる可能性のある建物の所有者等に対し、空家の適正管理に必要な情報を提供できる機会について広報を行います。	A	A	固定資産税納税通知書に空家等の適正管理を促すチラシを同封し、所有者（管理者）に向けて情報発信を行いました。 また、市ホームページ、広報等により出前講座等の情報発信を行いました。	固定資産税納税通知書同封チラシ 令和7年度 35,500部 広報みき 令和7年度8月号に空き家対策特集を掲載
3	固定資産税納税義務者への啓発チラシの送付	税務課	空家所有者等だけでなく、空家等になる可能性のある建物の所有者等にも広く空家等対策の必要性について周知を図るため啓発チラシを作成し、納税通知書に同封のうえ発送します。	A	A	令和3年度より、固定資産税納付通知書に空家の適正管理及び相続登記に関する啓発チラシを同封しています。	固定資産税納税通知書同封チラシ 令和7年度 35,500部
		生活安全課		A	A	令和3年度より、固定資産税納付通知書に空家の適正管理及び相続登記に関する啓発チラシを同封しています。	固定資産税納税通知書同封チラシ 令和7年度 35,500部
5	住宅の耐震工事への助成	建築住宅課	耐震化工事への助成事業を継続して実施し、民間住宅の耐震化を促進していきます。	A	A	多様な補助メニューを設け、耐震化工事への助成を継続して実施しています。	三木市簡易耐震診断推進事業 20件 三木市住宅耐震化促進事業 3件
8	「ひょうご空き家対策フォーラム」と連携した相談体制の充実	生活安全課	空家等に係る助言・指導に関して「ひょうご空き家対策フォーラム」のパンフレットを同封し、所有者等の空家等の相談、対策等を推進します。	A	A	空家等に係る助言・指導を行う際にパンフレットを同封しているほか、市が作成したチラシ等に同フォーラムが運営する相談窓口の連絡先を掲載しました。	年間配布数 約50部
15	管理不全空家等の認定の検討	生活安全課	管理不全空家等の認定基準及び認定後の措置について、専門家及び関係課等と協議します。 なお、定義の追加を目的とした市条例の改正については、近隣市町等の動向を観察し、必要性を判断するものとします。	新規	B	兵庫県及び近隣市町が開催するセミナー等に参加し、情報収集及び意見交換を行いました。 引き続き、認定の必要性について検討を行います。	兵庫県、相生市が主催する情報交換会に参加
16	相続に関する支援事業の検討	生活安全課	令和6年4月からの不動産の相続登記の申請義務化に伴い、すでに不動産の相続登記に要する費用を支援している自治体等の制度を調査研究したうえで、本市における同支援制度の実施の可否等を検討します。	新規	B	先進自治体の制度の調査研究を行いました。 今後、制度の実施可否について検討を行います。	尼崎市、北海道池田町、北海道湧別町、ほか

基本方針 2 空家等の利活用の促進

A:実施済 B:進行中・準備中 C:未実施

	具体的施策	所管課	実施計画	前計画	A:実施済 B:進行中・準備中 C:未実施		実績値 (R7.4.1~R7.12.31)
					R7	実施済・準備中の内容及び未実施の場合はその理由等 (達成困難な要因・問題点)	
1	「三木市空き家バンク」の運用改善による利用促進	縁結び課	関係団体が専用ホームページへ直接掲載できるように利用しやすい、三木市のPRを兼ねた空き家バンク専用ホームページを運用します。	A	A	令和2年10月30日に空き家バンク専用ホームページを開設しました。 令和4年11月から、市外の不動産事業者も物件の掲載が可能になりました。 令和6年11月から、全国空き家・空き地バンクとのデータ自動連携が可能になりました。	累計登録件数 241件 HP掲載数 43件
2	空家等を利活用される起業家への空家改修費補助金の利用促進	商工振興課	市内で起業又は第二創業をめざす方が、空家等を利活用する場合には、費用の一部を補助します。	A	A	令和2年4月より、三木市起業家支援事業補助金交付要綱に「空家改修費」の項目を追加しています。	令和7年度三木市起業家補助金において、空家を活用した案件が1件申請され、採択されました。
4	防災街区課題地域における無接道敷地等の建て替えが困難な空家等への対応の検討	都市政策課	密集市街地改善事業の対象となる地区の増加を図ります。	B	B	宮前地区においては、無接道敷地等の建て替え困難地における建替えができるよう、新たに道路を整備しています。 大日地区においては、建て替え困難地への方策を踏まえた地域防災まちづくり計画を基に、詳細な計画の策定を検討しています。	
7	古民家等の活用支援策についての検討	観光振興課	古民家を利活用して出店する事業者等に対し、観光客誘致策の実施について支援等を検討します。	B	B	古民家に関連する施策について、関係課と連携し方向性等を検討を進めます。 また、近隣市町村をはじめ、先進地の取組等について情報収集を行っています。	古民家に関連する施策の方向性について、関係課と意見交換を行いました。 また、古民家を活用して出店している事業者を巻き込んだイベントを開催しました。 引き続き、関係課と連携して検討を進めます。
8	「空家等活用促進区域」(国)及び「空家等活用促進特別区域」(県)の指定の検討	都市政策課	効果や課題などの整理を基に、防災街区課題地域内の地区で「空家等活用促進特別区域」の活用について検討します。 主として「空家等活用促進特別区域」について、先進自治体にヒアリングを実施し、関係課と課題整理及び効果検証を行います。	新規	B	防災街区課題地域内の空家等活用促進特別区域を活用する地区を検討中です。 まずは、地区内の狭い道路の整備等により、地区の住環境の改善を図りながら、空家特区(物件設置の制限による車両通行確保)の地区の指定を促します。	
		生活安全課	また、必要に応じて関係課等に空家等の情報提供を行い、制度の活用可能性を検討します。	新規	B	兵庫県及び近隣市町が開催するセミナー等に参加し、情報収集及び意見交換を行いました。 引き続き、指定に係る課題整理及び効果検証を行い、制度の活用について検討を行います。	

基本方針 2 空家等の利活用の促進

A:実施済 B:進行中・準備中 C:未実施

	具体的施策	所管課	実施計画	前計画	R7	実績値 (R7.4.1~R7.12.31)
					実施済・準備中の内容及び未実施の場合はその理由等 (達成困難な要因・問題点)	
9	空家等の利活用に関する事業等の周知	縁結び課	トカイナカ三木応援事業補助金において、三木市空き家バンクを活用すると補助額の増額や補助対象者要件が緩和されることを、ホームページや不動産屋でのチラシ配布などを通じて周知を行います。空家活用の制度がある県、市の起業家補助金について、窓口や市中小企業サポートセンターを中心に周知を図ります。	新規	A	令和7年度三木市起業家補助金において、空き家を活用した案件が1件申請され、採択されました。
		商工振興課		新規	A	
10	空家等の分布割合が多い地域への取組の検討	都市政策課	旧市街地に残る町家が増加し取壊される状況にあります。町家を地域資源と捉え、民間の利活用等について検討します。課題地域の住民を対象とした出前講座等を開催し、現状の周知及び意識啓発を促進します。また、必要に応じて関係課等に空家等の情報提供を行います。	新規	B	
		生活安全課		新規	B	
11	新規または移住による就農等を支援する取組の検討	農業振興課	新規または移住による就農希望者を支援する取組を検討します。	新規	B	

基本方針 3 関係団体等の多様な主体との連携

A:実施済 B:進行中・準備中 C:未実施

	具体的施策	所管課	実施計画	前計画	R7	実績値 (R7.4.1~R7.12.31)
					実施済・準備中の内容及び未実施の場合はその理由等 (達成困難な要因・問題点)	
9	空家等管理活用支援法人の指定等の検討	生活安全課	空家等管理活用支援法人の指定等について、先進自治体にヒアリングを実施し、課題整理及び効果検証を行います。	新規	B	